

# 外国人留学生奨学金等支援事業費補助金実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、外国人留学生奨学金等支援事業を実施するにあたり、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

知事は、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図るとともに、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする法人等の負担を軽減し、介護人材の確保につなげるため、当該法人等が行う奨学金等の経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 介護サービス事業者

「介護サービス事業者」とは、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、新潟県内に所在する介護サービス施設・事業所を運営する法人等をいう。

### (2) 留学生

「留学生」とは、在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生及び介護福祉士養成施設在学学生をいう。

### (3) 就業者

「就業者」とは、介護サービス事業者から奨学金等の支援を受けた留学生で、介護福祉士養成施設を卒業後、当該介護サービス事業者が運営する施設等へ就業した者をいう。

## 第3 補助対象者

この補助金の対象となる者は、介護サービス事業者とする。

## 第4 補助対象事業

1 補助金交付の対象となる事業は、以下の各号のいずれも満たす事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 介護サービス事業者が、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、日本語学校在学中の学費・生活費や、介護福祉士養成施設在学中の生活費について、条件付き貸与（※）又は給付を行う事業

※ 一定年限介護業務に従事する介護福祉士等として、介護サービス施設・事業所に在籍すれば、返還を免除するなどの条件がある貸与

なお、事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

(2) 日本語学校卒業年度又は介護福祉士養成施設入学年度に、留学生に対する留学金

期間の「外国人留学生奨学金等支援事業実施計画書（別紙 様式第1号）」を作成し、その計画に基づき初回の交付申請を行い、以降各年度ごとに交付申請を行う事業

- 2 前項にかかわらず、留学生が日本学生支援機構の奨学金等、類似する国費や県費を財源とする補助又は貸付を受けている場合は、補助対象事業としない。ただし、補助対象経費が他支援制度と重複しない場合は、補助対象事業とすることができる。

## 第5 補助対象経費等

留学生一人当たりの補助対象経費、基準額、補助率及び補助対象期間は、次の表のとおりとする。

|           | 補助上限額         |              |             | 補助対象期間                      |
|-----------|---------------|--------------|-------------|-----------------------------|
|           | 補助対象経費        | 基準額          | 補助率         |                             |
| 日本語学校     | 学費(※1)        | 年額600,000円以内 | 基準額<br>の1/3 | 原則1年以内<br>(※3)              |
|           | 居住費などの生活費(※2) | 年額360,000円以内 |             |                             |
| 介護福祉士養成施設 | 居住費などの生活費(※2) | 年額360,000円以内 | 基準額<br>の1/3 | 正規の修学期間<br>(原則2年以内)<br>(※3) |

(※1) 補助対象年度の前年度の支出で、補助対象期間中に要したと知事が認める経費も対象とする。

(※2) 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等、日常生活上で継続的に発生する経費とする。

なお、家賃については、補助対象年度の前年度の支出で、補助対象期間中に要したと認める経費も対象とする。

(※3) 補助対象期間は、日本語学校にあっては卒業年次の1年以内、介護福祉士養成施設にあっては2年以内とするが、本人の病気や新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ない事由により留年した期間がある場合は、当該期間も補助対象期間として認める。

## 第6 交付の条件

この補助金は交付要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助の対象となった留学生（以下「対象留学生」という。）が、介護福祉士養成施設を卒業後、本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が運営する県内の介護サービス施設・事業所において、介護業務に従事する介護福祉士又は在留資格「特定活動」として通算3年間在籍しない場合は、在籍しなかった期間に応じて、補助事業者が県に補助金を返還すること。

ただし、条件付き貸与の場合で、本人の病気等、真にやむを得ない事情により、法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該就業者からの返還を免除する場合はこの限りではない。

なお、給付の場合においても、本人の病気等、真にやむを得ない事情等による場合はこの限りではない。

(2) 前号に該当する場合は、次の計算式により、月割により返還額を算出するものとする。

返還額＝補助金交付額×{(36月－在籍月数(※)) / 36月}

※在籍を開始した日の属する月から在籍を終了した日の属する月までの月数

(3) この補助金の交付を受けて条件付き貸与・給付を行った学費や生活費について、上記(1)によらず、就業者から補助事業者へ返還があった場合は、当該返還額のうち県から補助事業者へ交付した補助金相当額を返還すること。

(4) 留学の継続が不可能となった場合は、当該留学生にかかる既交付の補助金を県に返還すること。

ただし、条件付き貸与の場合で、本人の病気等、真にやむを得ない事情により、法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該留学生からの返還を免除する場合はこの限りではない。

なお、給付の場合においても、本人の病気等、真にやむを得ない事情等による場合はこの限りではない。

## 第7 交付申請

本事業による補助を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、補助金交付申請額は、補助対象事業のうち、申請年度に実施する事業に係る経費等により算定したものとする。

- (1) 交付要綱第5に規定する交付申請書（第1号様式）
- (2) 外国人留学生奨学金等支援事業実施計画書（別紙 様式第1号）
- (3) 外国人留学生奨学金等支援事業経費積算書（別紙 様式第2号）
- (4) 収支予算書（別紙 様式第3号）
- (5) 在学証明書（別紙 様式第4号）
- (6) 奨学金等貸与（給付）に係る貸与規程や契約書等の写し
- (7) 在留カードの写し
- (8) 補助対象事業の実施が可能となっている内容を規定している定款の写し（社会福祉法人の場合に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

## 第8 実績報告

補助対象者は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第12に規定する実績報告書（第5号様式）
- (2) 外国人留学生奨学金等支援事業実施報告書（別紙 様式第5号）
- (3) 外国人留学生奨学金等支援事業経費精算書（別紙 様式第6号）

- (4) 収支決算書（別紙 様式第7号）
- (5) 修了証明書（別紙 様式第8号）（日本語学校または介護福祉士養成施設の卒業年度に限る。）
- (6) 留学生の状況確認書（別紙 様式第9号）
- (7) 補助金所要額が確認できる書類の写し（補助事業者が対象留学生や学校に支払ったことが分かる振込明細書、対象留学生が学校に支払った領収書等）
- (8) 在留カードの写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

## 第9 補助事業完了後の現況報告

補助事業者は、就業者が介護業務に従事する介護福祉士又は在留資格「特定活動」として在籍してから3年が経過するまでの間、当年度における就業者の状況について、翌年度4月10日までに現況報告書（別紙 様式第10号）に関係書類を添えて、毎年度知事に報告しなければならない。

ただし、補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

## 第10 消費税等仕入控除額の確定に伴う報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

ただし、令和3年3月31日以前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、令和4年3月31日以前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。